第3期千葉県がん対策推進計画(案)に対する意見と県の考え方

千葉県健康福祉部健康づくり支援課がん対策班

1 パブリックコメント実施期間 平成30年2月19日(月)~3月12日(月)

2 意見提出者数 (意見の延べ件数) 2人(11件)

3 提出された意見の概要と県の考え方

※提出された意見について、趣旨を損なわない範囲で要約させていただきました。

御意見の概要 県の考え方 No 喫煙、受動喫煙のタバコに、非燃焼の加熱 がん予防におけるたばこ対策の重要性は 式タバコ等の新型タバコも含めていただき 認識しており、県健康増進計画「健康ちば たい。 21 (第2次)」に基づき、禁煙週間やがん 庁舎内、出先や関係機関等の「敷地内 or 屋 征圧月間に合わせた啓発キャンペーンの実 内全面禁煙」の周知徹底・要請をお願いした 施、禁煙外来の紹介等による喫煙者の禁煙支 い。また、貴管下職員の勤務中の禁煙実施も 援、市町村と連携した児童・生徒、妊婦向け リーフレットの配布等の取組を実施してい お願いしたい。 公共性の高い施設において子ども・妊産婦 るところです。いただいた御意見は今後の施 を守ることを最優先に全面禁煙ルールを確 策の参考とさせていただくとともに、引き続 立して順次広げていくことや、幼稚園や小中 き、がん予防を含めた健康増進に向けてたば 学校などの保護者への禁煙促進の働きかけ こ対策を推進してまいります。 や啓発・講習等をお願いしたい。 なお、加熱式たばこの健康影響等について 路上禁煙について、都市内全域への拡大、 は、〔現状と課題〕にて記載しているところ 特に繁華街・アーケード商店街を優先に、ま ですが、〔施策の方向〕においても、その科 たコンビニなどの店外灰皿の禁止も含め、徹 学的知見等を踏まえて普及啓発する旨を追 底をお願いしたい。 記いたします。 貴所管内での、遊泳場・屋外スポーツ施設・ また、飲食店・職場・公共施設等の受動喫 公園&遊園内などでも、受動喫煙の危害のな 煙防止対策については、現在、国で健康増進 いよう、禁煙措置の徹底をお願いしたい。 法の改正に向けて議論が進められています

禁煙治療の保険適用について、中医協の改定で、2016年4月からは35歳未満の若い世代も適用になったので、この施策の重要性を進めていただきたい。

喫煙者は歯周病で歯を失う人が多くいる。 歯周病以外に、口内炎や舌がん、食道がんな ども喫煙・受動喫煙と因果関係が多々あり、 施策・啓発が重要である。

治療や入院加療・手術に至ってもなお喫煙 し続ける患者が少なくなく、重症化予防の妨 げ、また医療費高の一因になっている。禁煙 指導にも関わらず吸い続ける場合は、せっか くの治療効果が減ずる or 無駄になるケース もあり、医療資源の浪費となるので、抜本的 な対処・対策をお願いしたい。 ので、その動向を踏まえて適切に対応する旨 を〔施策の方向〕に追記します。

2 52ページ

現状では、緩和ケア研修を1度受ければ良 しとされていると思うが、少なくとも緩和ケ ア研修のプログラムに変更があった場合は 再度受講することも [施策の方向] で示され るべき。 緩和ケア研修会は、国の開催指針の方針に 従って行っております。現段階では、1人で も多くの医療関係者が受講していただける よう、努めているところです。

3 | 52 ページ

ここで使われている「相談支援」とは、「が ん相談支援センター」で受けられる相談支援 とは別のことを指していると読めるが、「適 切に緩和ケアが受けられる体制の強化」とい うように何を指し示すのか明確にすべき。ま た、「苦痛を抱えた患者を緩和ケアチーム等 の症状緩和の専門家に」とあるが、緩和ケア

苦痛については、身体的苦痛や精神心理的 苦痛、社会的苦痛など、様々な苦痛があることを認識しており、部署・職種にかかわらず、 相談や支援を受けられることを目指しております。

御意見を踏まえ、趣旨をよりわかりやすく お伝えできるよう表現を修正します。

=体の痛みだけではないので、「症状緩和の 専門家に」という文言を「緩和ケアチーム等 の専門家に」としてはどうか。 54ページ 図表と本文の対応をわかりやすくするた 図表 4-3-2 から「自宅を療養場所として希 |め、表現を修正します。 望する患者が72%」というのは強引すぎる印 患者の意向に沿った緩和ケアが受けられ 象がある。国の政策として在宅死を推進して るよう、終末期における療養場所の選択肢と いる現状があり、県もそうした方向性で進め して、自宅や介護施設についても病院と併せ ていく必要がある、と正直に書いて欲しい。 て提示できるよう、努めてまいります。 上記理由から同様に 56 ページ「終末期を 在宅で過ごす選択肢があることを普及啓発 する必要があります」という文言を「希望す る人は」と対象を明確にすることを検討いた だきたい。 56 ページ 患者の意向に沿った緩和ケアが受けられ 介護者に犠牲を強いなければならない現 るよう情報提供、相談支援の充実に努めてま 状の在宅緩和ケア、終末期の患者を看る家族 いります。 への支援や取組がまったくみえない。 58 ページ がん対策に限定される課題ではないと認 就労支援対策の推進が示されているが、終 | 識しますが、厚生労働省千葉労働局等とも連 末期の患者を介護する家族の就労問題にも 携し、検討してまいります。 目を向けてほしい。 58 ページ がん相談支援センターの取組の充実に努 「相談支援センターの人員が限られてい」めてまいります。 る中で」に対して適切配置や資質向上とある が、人員を増やす方向は示せないのか。 59ページ そのような意図はありませんが、誤解のな 「患者団体や患者支援団体でも患者やそ」いように表現を修正します。 の家族に対する支援の役割を担っています」

とあるが、この書き方は、患者団体等の活動 が一段下に見られているように感じた。

9 60ページ

ピアサポートはピア・サポート事業だけが 行うものではないので、タイトルを「ピアサ ポートの充実」とし、県が養成するピア・サ ポーターの育成・活用に関することと、患者 会の活動に協力することを別に書くべき。 患者会が行うピア・サポートについても広 くピア・サポーター活動として認識してお り、御趣旨は含まれているものと考えており ます。

10 60ページ

地域統括相談支援センターについて、ワン 組の充実に向けて、検討してまいります。 ストップのがん相談、ピアサポート事業など を実施しているというが、職員配置はどうなっているのか。

また、「施策の方向」として「多岐にわたる事業内容に対応する体制を整える」とあるが、このまま病院内に留め置くことが妥当かという観点での議論はあったのか。

今後とも地域統括相談支援センターの取明の充実に向けて 検討してまいります

11 65 ページ

「子どもたちが、がんに関する正しい情報を自ら収集できるよう、「千葉県がん情報ちばがんなび」の周知を図ります」とあるが、現在のがんなびは、上記の目的に適しているとは思わない。子供向けのページを作るか「がん情報サービス」を周知すべき。

「国立がん研究センター がん対策情報 センター がん情報サービス」の周知も併せ て図ることとし、〔施策の方向〕に追記しま す。